令和4年度埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 9 月 12 日 (月) 午後 6 時 45 分~午後 8 時 15 分
- 2 会場 Zoomによるオンライン会議
- 3 出席者 松本会長 登坂英明委員 木代委員 登坂薫委員 三戸岡委員 西本委員 板澤委員 徳山委員 齊田委員 木村委員 武川委員 浅野委員 松中委員 根岸委員

資料一部解説 保健体育課 田中 主査

オブザーバー 保健体育課、さいたま市保育課

4 議事

- (1) アレルギー疾患対策事業について
 - ア 県民情報提供事業及び人材育成事業
 - イ アレルギー疾患電話相談窓口について
 - ウ 県民情報提供事業及び人材育成事業について (研修等の開催状況)
 - 事務局から資料1-1から資料1-6に基づき説明。

【協議内容】

- 武川委員 (資料1-2)アレルギー医療機関検索システムに関するログ解析調査結果において、① 食物アレルギーの検索数は令和3年6月が一番多かった理由を伺いたい。また、②気管 支ぜん息の検索数は令和3年10月が多いというのは、季節性の喘息発作が影響しているのか。
- 事 務 局 ①食物アレルギーについて令和3年6月が396件と検索数が多い理由は、アレルギー医療機関検索システム事業の周知を令和3年6月2日に実施した影響があると考えられる。恐らくは、県民の方々が実際にどういうシステムなのか使ってみようと触れられた結果、一時的に件数が増えたのではないかと思う。
 - ②気管支ぜん息について令和3年10月が116件と検索数が多い理由は、さいたま 市地域と川越市地域に関して、連続で検索を実施された方がいらっしゃることによるも のと考えている。

武川委員 季節の影響ではないということですね。わかりました。

- (2) アレルギー疾患生活管理指導表相談事業について
 - 事務局から資料2に基づき説明。

【協議内容】

登坂英明委員 食物アレルギーに関しての生活管理指導表が保険適用になったということで、非常に 良いことだと思うが、これは情報提供料(I)の算定で良いのか。相手が医療機関ではな いので情報提供料(Ⅲ)の対応となるのが本来ではないかなと思う。

また、アレルギーと少し離れるが、他の生活管理指導表に関してはまだ今後も保健適用になるということは無いのか。

松本会長 これについては私の方から答えましょう。

登坂英明委員 お願いします。

松本会長 これは、私が中央社会保険医療協議会(以下中医協)で提案し、ここまで来るのに4年かかりました。4年かかりやっと中医協で認められ、診療情報提供料(I)の250点ということで既に決まっている。

アレルギー以外の管理指導表については、徐々に広げていくという方針で行っていき たいと思う。

- 登坂薫委員 相談内容を見ると「医師の指示(記載を含む)に疑問がある」と書いてある。私自身も 時々、この生活管理指導表を書くことがある。実際にはどんなところに医師の指示に疑 問があるのか。
- 西本委員 私が回答してもよろしいでしょうか。私は徳山先生や、最近では板澤先生と共に、生活管理指導表に関する相談事業で提出された「生活管理指導表」を解析する立場であります。例えば特異的 IgE 抗体検査(血液検査)陽性のみでむやみに食事制限をしてしまっている例や、本来のルールとは違う記載方法をしている場合が挙げられる。

また、学校給食の対応というのは完全除去か普通食かの2択の分かりやすい指示をするようにと文部科学省から言われている。しかし、「牛乳は除去するけども、カレーは好きだから乳成分を含んでいても食べていいです。」といったような現場に混乱をもたらすような管理指導表に対して指導を行うこともある。

登坂薫委員 了解しました。今後はそのような点に注意して記載して参りたい。

- 徳山委員 生活管理指導表に関する相談内容分類で「医師の指示(記載を含む)に疑問がある」というのが一番質問の内容として多いわけです。それを均一化しようという目的で、一昨年は、疾病対策課と共に医師向けの動画を作成し、生活管理指導表の書き方を実施して均一化していける形にした。現在そのあたりは県としてはどんな形で考えているのか。
- 事務局 地域によって管理指導表の書き方の質等に違いがある状況ではある。埼玉医科大学病院に実施していただいている医師向け等の研修会で生活管理指導表の内容を盛り込み、書き方の周知を図ることで均一化をしていく必要があると考えている。今後検討する。
- (3) 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針の進捗(令和3年度)について
 - 事務局から資料3に基づき説明。(※主に報告事項の為協議無し)
- (4) 令和3年度食物アレルギー対応実施状況調査及び 埼玉県における食物アレルギー対応 6年間の歩みについて
 - 保健体育課から資料4-1に基づき説明。

【協議内容】

木村委員 (資料4-1)4ページにある緊急時に備えた処方薬にある管理指導表提出数と、5ページにあるエピペンを持ってきている児童生徒の数にだいぶ乖離があると思う。管理指導表を出さない状態で、学校にエピペンを持ってきているというのはどういうような状況で

起こっているのか疑問です。

保健体育課 御質問ありがとうございます。その部分については深く解析を実施した上で、改めて確認をしたいと思う。

松本会長では、また次回までに解析が出来ればお願いします。

○ 西本委員から資料4-2に基づき説明。

【協議内容】

- 登坂薫委員 私の医院にも、生活管理指導表を書いてほしいという患者さんが来ます。しかし、経口 負荷試験はとても一般開業医では難しい。明らかな症状と IgE 抗体陽性の2つをもって、 両方が出た場合に除去するようにと書いているが、経口負荷試験は必須項目と考えた方 がよいのか。
- 西本委員 症状の既往が、例えば昨日も食べて症状がでたことがある、というのが確認できれば 必ずしも負荷試験を行う必要はないと思う。それは、昨日も食べて症状が出ているわけ ですのでその必要はありません。ただ、小学生で話をよく聞くと、「赤ちゃんの時に卵を 食べてアレルギーが出たが、その後 5 年間はたべていないので、今食べたらどうなるか わからない。しかし、検査はまだ中途半端に陽性。」だというケースを非常に多く経験されるかと思う。そのような場合は、だいたい半年から 1 年に一度は食物経口負荷試験を 受けて、まだ寛解していないかというのを再評価する必要があると思う。最近食べてないのでわからない、というお子さんがいましたら是非、負荷試験ができる施設へ御紹介いただけると、多くの患者さんは食べられるようになっていることが期待される。
- 登坂薫委員 ありがとうございます。負荷試験を実施している医療機関に、どのような患者さんを紹介するようにすればよいかはっきりわかった。
- 西本委員 専門医以外の先生方にもこういったことをお話する機会をいただくことや、紹介しや すい医療機関の連携が必要だと考えている。
- (5) 埼玉県アレルギー疾患対策推進指針の見直しについて
 - 事務局から資料5-1、5-2に基づき説明。

【協議内容】

松本会長 いずれも国の指針の変更に沿っての内容となっているので、細かな内容等、御意見があれば事務局に挙げていただくことといたしましょう。よろしくお願いします。

(6) その他

松本会長 本年度、非常に多くの事業を実施していただいて感謝申し上げる。また委員の皆様方から様々な御質問がありましたが、事務局には、アレルギー疾患対策の実施に反映できるような形で務めてください。

指針については伺うことができなかったところもあるが、是非、意見があれば要望書を 提出していただきたいと思う。国との委員会・協議会等がある時にも、発言をさせていた だきたいと思う。

本日は、長時間にわたり、アレルギー疾患につきまして熱心に御協議いただきありがと うございました。

5 閉 会

事 務 局 ありがとうございました。先ほど会長からお話をいただいたアレルギー疾患対策推進 指針に関する意見書(要望書)の御提出の詳細については、委員の皆様方へおって御連絡 いたします。どうぞよろしくお願いします。

> 以上をもちまして、埼玉県アレルギー疾患医療連絡協議会を閉会といたします。引き 続き県のアレルギー疾患対策について御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日 はありがとうございました。